

第12回臨時委員会会議録

教育長) 開会宣言

教育長) 会議成立の宣言

教育長) 会議録署名委員の指名（河盛委員）

教育長) ここでお諮りいたします。

日程第2、報告第10号「令和8年芦屋市二十歳のつどい「二十祭」の実施について」については、事務局の都合により、日程第1の先に報告をさせていただきたいと思いますが御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教育長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第2、報告第10号「令和8年芦屋市二十歳のつどい「二十祭」の実施について」を議題とします。
提案説明を求めます。

社会教育推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森川委員) 去年、それまでは3部制だったものが、また1部制に戻されたということで、私も行かせていただきましたが、かなりたくさんの方が御来場されていたような気がしました。混乱とか、何か問題はなかったでしょうか。

社会教育推進課長) 特に、昨年度、混乱などはなかったのですが、やはり体調不良になる、特に女性の方、着物の着つけがしんどくなつて。結局、会場で休憩して、そのまま帰られたことがあります。

あと、足の不自由な男性の方が、ちょっと疲れたのか、終わり際に疲れて、休憩されて帰ったということがあります、それ以外に大きな混乱は特にございませんでした。

森川委員) 去年は会場前の道路を歩行者天国にしていただいたと思いますが、その辺りも含めて、特に問題はなかつたですか。

社会教育推進課長) そうですね、特に問題はございませんでした。

森川委員) 分かりました、ありがとうございます。

芳村委員) 二十歳のつどい実行委員会は、いつ募集があつて、どれぐらいの期間、準備期間みたいなものはあるのですか。

社会教育推進課長) 募集に関しては4月頃に募集をかけて、広報あしやでも、ホームページでも募集はかけております。

今年度につきましては、人の集まりがあまりよくなかったので、10月頃から正式に動いていただいている形になっております。

芳村委員) 今、人の集まりが悪いということなので、お一人で応募される方が多いですか、それとも中学校区ごとにまとまって申込みをされる方が多いですか。

社会教育推進課長) 基本的には、前回された実行委員会の方が下の方、後輩などに声をかけていただいたり、そこから、またお友達に声をかけていただいたりという形にはなっております。

芳村委員) 分かりました。

森川委員) 今の御質問で、集まりが今年はよくなかったとのことですが、特に開催自体に何か問題や支障が出そうな、そういうものではなさそうな感じでしょうか。

社会教育推進課長) そうですね、そこは今、頑張っていただいておりますので、

大丈夫だと思います。

森川委員) 分かりました、ありがとうございます。

教育長) ちなみに出席率ですが、他市町はどんな感じかは分からな
いですか。

社会教育推進課長) 他市町は分からないですが、おそらくそんなには、変わり
はないとは思います。

教育長) 逆にたくさん集まっているのかと思って、見ていました
が。

社会教育推進課長) 西宮の場合は甲子園球場でやるので。どのように把握して
いるかが、分かっていないところですが。

教育長) 他に質疑はございませんか。
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第10号「令和8年芦屋市二十歳のつどい
「二十祭」の実施について」の報告を受けたものといたします。

教育長) 次に、日程第1、第13号議案「令和8年度芦屋市立小中
学校教職員異動方針について」を議題とします。
提案説明を求めます。

教育統括室主幹) <議案資料に基づき概略説明>

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河盛委員) 現在、10年以上勤めておられる方はおられますか。

教育統括室主幹) 小中学校、それぞれでおられます。ただ、継続して10年
という方は、中学校の場合は、実は教科の関係であるとか、そ
ういうところがあるので、なかなか異動が難しく、長年いらし
ている方もいるのですが。小学校におられる10年以上の方は、
例えば間に育児休業を長年取られている方であったり、そうい

う方が多くなっております。

河 盛 委 員) ただ、中学校も3つあるわけだから、別に教科の関係といつても、チェンジして、できるのではないでしょうか。

教育統括室主幹) そうですね、タイミングを見ながら変えておるところではあるのですが、長くならないようには、こちらも考えておるところではあります。

河 盛 委 員) 最長は何年ぐらいですか。

教育統括室主幹) 最長は、中学校の16年という方がいらっしゃいます。

河 盛 委 員) それは、何か特別な理由があるのですか。

教育統括室主幹) 基本方針として上げているのですが、管理職のヒアリングの中で、来年度の構成の中で、どうしても中学校の場合は学年ごとの集団の、例えば2年生の学年集団を、なかなかそこでがらっと変わって3年生が難しい事情も聞いておる中で、例えば、その方が学年主任のような中心的な役割を担っておられる場合には、異動しにくい事情もあります。

逆に、異動ができるタイミングでは、ほかの学校との兼ね合いで異動が難しかったりところもありまして、長くなっている方がいらっしゃるという実情でございます。

河 盛 委 員) あと、管理職が芦屋市だけで確保できないことがあるということですが、例えば教頭試験や校長試験を受けるように奨励されているのですか。

教育統括室主幹) 每年、各学校長からの推薦という形も含めて、複数名受験はしていただいているところでございます。

問題としては、まず試験を受けても合格に至らない方もいらっしゃるという問題と、あと、なかなか管理職へのなり手が

少ないという問題もございます。

その一因として、特に問題になる教頭の超過勤務の状況であったり、業務多忙な状況が一因として大きいと考えておるのと、業務改善をしている中でも、教頭の働き方の改善は特に一番に考えて、今、動いているところでございます。

森川委員) 先ほど、現任校で勤務されている先生が、一番長い方が16年という答えでしたが、事務職員の方で一番長く勤務されている方はどれぐらいでしょう、同じところに。

教育統括室主幹) 事務職員は、最長で9年の方が1人いらっしゃいます。

森川委員) その理由や御事情などはどうでしょうか。

教育統括室主幹) こちらも希望の聴取や、いろいろな事情も聞きながら進めておるところですが、これまで対象には考えていながらも、異動には至らなかったところです。

森川委員) 芦屋市の異動方針と兵庫県のつくっている異動方針と2つあって、この関係がよく分からぬのですが。

兵庫県の教育委員会の異動方針だと、もう少し詳しへに、芦屋市と比べて書かれているような気がしていて、例えば3ページの教員の対象者の異動の考え方と異動対象者を考える考慮事情としてはアからオが書かれてあり、一定程度、具体化されている気がするのですが、芦屋市のほうは、そういったところはないです。芦屋市さんが異動対象を決める場合、兵庫県のものを参考にして決められるということでしょうか。

教育統括室主幹) 県教委が担当しておるのが、まず直接に県教委の範囲となっているのが県立学校になります。市町立学校については、働いている者は県費の教職員で、例えば非違行為、処分を行うで

あたり、そういったところは任命権者の県が行うのですが、実際の服務監督は各市町で行うところがありますので、この県の方針も参考にしながら、各市町の方針は、芦屋は芦屋で、他市は他市で決めています。

内容として、確かに、もう少し県のほうが詳しいのですが、原則3年以上や、休職中の者は対象としないであったり、そういうといった基本的なところは、県に準ずる形になると考えております。

森川委員) 去年、会計年度任用職員の方が横領した事件があつて、その方は2020年に採用されて、横領対象の行為をしたのが2024年ですか。4年ぐらい一緒にいろいろなところにいらっしゃったのが、それも1つの理由なのか。長くいたことだけが原因でもないとは思うのですが、県の異動方針では、例えば事務職員の方だったら、不祥事の防止も異動に当たって考慮する点に書かれてあるので、そういう観点からの異動も、当然、考えられているだろうとは思いますが、今後、そういう観点を明記するかどうかも含めて、御検討いただくことがあるのかなと思ったものですから。

教育統括室主幹) まさにおっしゃっていただいたところはすごく重要なところと、前回の横領の件を受けて、長年、その者が事務に携わつておったことは大きな原因だと考えておりまして。そちらについては準公金取扱要領で、同じ担当者が3年以上担当しないという規程があるので。その担当者については基本的に3年で、例えば異動という形に。そちらは市費の職員になるのですが、そういう形では考えています。

ただ、実際に忌避非違行為でなくとも、長年、学校にいることで考え方が固定化してしまうような、いい影響もあるのですが、悪い影響もあることは重々理解しております。その辺りも含めての異動は考えていきたいと思っております。

教育長) ちなみに、10年以上の先生が同じ学校に固まっているとか、その辺りはどうでしょうか。

教育統括室主幹) 同じ学校にたくさん、当然、職員の数が多い学校は多い傾向にあるとは思うのですが、特別にその学校に多いことは、そこまでないと思っております。中学校は3校しかないので、多少偏りは出ていますが。

教育長) 難しいところではある。

教育統括室主幹) 小学校は比較的、育休の方を除いて、大体は散らばっていると思っております。

教育長) 教科が1教科しかないものがあったりします。ですから、刷新というか風土というか、循環をいろいろ、風通しも含めて。長くいる人が悪いわけではなくて、長くいる人に気を遣って、経験の浅い人が言いにくい雰囲気はよくないと思うので。それ活躍の場は、また新天地でということは、一つ考えとしては持ちながら。そこは、校長先生ともすり合わせながら。ずっといるわけではないので、どこかで異動しないといけないので。3つしかないですが、教育委員会も4つ目の学校として考えていただく方向で、よろしくお願いします。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第13号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言